

【 入院時食事療養費および入院費生活療養費標準負担額 】

※食費・光熱水費について、下記標準負担額（1食当たりの食費＋1日当たりの居住費）が、患者負担となります。

入院時生活療養費（下記の居住費に当たる）は、回復期リハ病棟（3～6階）に入院する65才以上の方が対象となります。

所得区分			標準負担額	
			食費（1食） （流動食を除く）	居住費（1日） （2Fは除く）
一般	① 一般の患者（下記のいずれにも該当しない者）		510 円	370 円
	② 厚生労働大臣が定める者（＝重篤な病状又は集中的治療を要する者等）		510 円	370 円
	③ 指定難病患者（低所得Ⅰ・Ⅱ除く）		300 円	0 円
低所得者Ⅱ	④ 低所得者Ⅱ（⑤⑥に該当しない者）		240 円	370 円
	⑤低所得者Ⅱ（＝重篤な病状又は集中的治療を要する者等）	申請月以前の12月以内の入院日数が90日以下	240 円	370 円
		申請月以前の12月以内の入院日数が90日超	190 円	
	⑥低所得者Ⅱ（指定難病患者）	申請月以前の12月以内の入院日数が90日以下	240 円	0 円
		申請月以前の12月以内の入院日数が90日超	190 円	
	低所得者Ⅰ	⑦低所得者Ⅰ（⑧⑨⑩⑪に該当しない者）		110 円
⑧低所得者Ⅰ（＝重篤な病状又は集中的治療を要する者等）		110 円	370 円	
⑨低所得者Ⅰ（指定難病患者）		110 円	0 円	
⑩低所得者Ⅰ/老齢福祉年金受給者				
⑪境界層該当者（負担の低い基準を提供すれば生活保護を必要としない状態になる者）				